印　紙　税　額　一　覧　表

令和６年 11 月 18 日現在

（10万円以下又は10万円以上　‥‥ 10万円は含まれます。
10万円を超え又は10万円未満　‥ 10万円は含まれません。）

番号	文書の種類（物件名）	印紙税額（１通又は１冊につき）	主な非課税文書
1	**１　不動産、鉱業権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書** （注）１　試掘権とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）第２条第８項（定義）に規定する試掘権をいいます。 ２　無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 （例）　不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など **２　地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書** （例）　土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など **３　消費貸借に関する契約書** （例）金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など **４　運送に関する契約書** （注）　運送に関する契約書には、傭船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。 （例）　運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 10万円以下のもの　200円 10万円を超え　50万円以下のもの　400円 50万円を超え 100万円以下　〃　１千円 100万円を超え 500万円以下　〃　２千円 500万円を超え１千万円以下　〃　１万円 １千万円を超え５千万円以下　〃　２万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　６万円 １億円を超え　５億円以下　〃　10万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　20万円 10億円を超え　50億円以下　〃　40万円 50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円	記載された契約金額が**１万円未満（※）**のもの ※　第１号文書と第３号から第17号文書とに該当する文書で第１号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が１万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の１に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年４月１日から令和９年３月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 **（注）　契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。**	記載された契約金額が 50万円以下のもの　200円 50万円を超え 100万円以下のもの　500円 100万円を超え 500万円以下　〃　１千円 500万円を超え１千万円以下　〃　５千円 １千万円を超え５千万円以下　〃　１万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　３万円 １億円を超え　５億円以下　〃　６万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　16万円 10億円を超え　50億円以下　〃　32万円 50億円を超えるもの　48万円	
2	**請負に関する契約書** （注）　請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 （例）　工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 100万円以下のもの　200円 100万円を超え 200万円以下のもの　400円 200万円を超え 300万円以下　〃　１千円 300万円を超え 500万円以下　〃　２千円 500万円を超え１千万円以下　〃　１万円 １千万円を超え５千万円以下　〃　２万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　６万円 １億円を超え　５億円以下　〃　10万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　20万円 10億円を超え　50億円以下　〃　40万円 50億円を超えるもの　60万円 契約金額の記載のないもの　200円	記載された契約金額が**１万円未満（※）**のもの ※　第２号文書と第３号から第17号文書とに該当する文書で第２号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が１万円未満であっても非課税文書となりません。
	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第２条第１項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年４月１日から令和９年３月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 **（注）　契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。**	記載された契約金額が 200万円以下のもの　200円 200万円を超え 300万円以下のもの　500円 300万円を超え 500万円以下　〃　１千円 500万円を超え１千万円以下　〃　５千円 １千万円を超え５千万円以下　〃　１万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　３万円 １億円を超え　５億円以下　〃　６万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　16万円 10億円を超え　50億円以下　〃　32万円 50億円を超えるもの　48万円	
3	**約束手形、為替手形** （注）１　手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 ２　振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上　100万円以下のもの　200円 100万円を超え 200万円以下　〃　400円 200万円を超え 300万円以下　〃　600円 300万円を超え 500万円以下　〃　１千円 500万円を超え１千万円以下　〃　２千円 １千万円を超え２千万円以下　〃　４千円 ２千万円を超え３千万円以下　〃　６千円 ３千万円を超え５千万円以下　〃　１万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　２万円 １億円を超え　２億円以下　〃　４万円 ２億円を超え　３億円以下　〃　６万円 ３億円を超え　５億円以下　〃　10万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　15万円 10億円を超えるもの　20万円	１　記載された手形金額が10万円未満のもの ２　手形金額の記載のないもの ３　手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	
4	**株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券** （注）１　出資証券には、投資証券を含みます。 ２　社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が 500万円以下のもの　200円 500万円を超え１千万円以下のもの　１千円 １千万円を超え５千万円以下　〃　２千円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　１万円 １億円を超えるもの　２万円 （注）　株券、投資証券については、１株（１口）当たりの払込金額に株数（口数）を掛けた金額を券面金額とします。	１　日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 ２　譲渡が禁止されている特定の受益証券 ３　一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券

番号	文書の種類（物件名）	印紙税額（１通又は１冊につき）	主な非課税文書
5	**合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書** （注）１　会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 ２　会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	４万円	
6	**定　款** （注）　株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	４万円	株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法の規定により公証人の保存するもの以外のもの
7	**継続的取引の基本となる契約書** （注）　契約期間が３か月以内で、かつ、更新の定めのないものは除きます。 （例）　売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	４千円	
8	**預金証書、貯金証書**	200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が１万円未満のもの
9	**倉荷証券、船荷証券、複合運送証券** （注）　法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200円	
１０	**保険証券**	200円	
１１	**信 用 状**	200円	
１２	**信託行為に関する契約書** （注）　信託証書を含みます。	200円	
１３	**債務の保証に関する契約書** （注）　主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200円	身元保証ニ関スル法律に定める身元保証に関する契約書
１４	**金銭又は有価証券の寄託に関する契約書**	200円	
１５	**債権譲渡又は債務引受けに関する契約書**	記載された契約金額が１万円以上のもの　200円 契約金額の記載のないもの　200円	記載された契約金額が１万円未満のもの
１６	**配当金領収証、配当金振込通知書**	記載された配当金額が３千円以上のもの　200円 配当金額の記載のないもの　200円	記載された配当金額が３千円未満のもの
１７	**１　売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書** （注）１　売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 ２　株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 （例）　商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの　200円 100万円を超え 200万円以下のもの　400円 200万円を超え 300万円以下　〃　600円 300万円を超え 500万円以下　〃　１千円 500万円を超え１千万円以下　〃　２千円 １千万円を超え２千万円以下　〃　４千円 ２千万円を超え３千万円以下　〃　６千円 ３千万円を超え５千万円以下　〃　１万円 ５千万円を超え　１億円以下　〃　２万円 １億円を超え　２億円以下　〃　４万円 ２億円を超え　３億円以下　〃　６万円 ３億円を超え　５億円以下　〃　10万円 ５億円を超え　10億円以下　〃　15万円 10億円を超えるもの　20万円 受取金額の記載のないもの　200円	次の受取書は非課税 １　記載された受取金額が５万円未満のもの ２　営業に関しないもの ３　有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書
	２　売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 （例）　借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	200円	
１８	**預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳**	１年ごとに　200円	１　信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 ２　所得税が非課税となる普通預金通帳など ３　納税準備預金通帳
１９	**消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳** （注）１８に該当する通帳を除きます。	１年ごとに　400円	
２０	**判 取 帳**	１年ごとに　４千円	